

地方自治法施行令の一部を改正する政令(案)に対する意見募集の結果

別紙

- 意見募集期間：令和8年6月13日(土)から同年7月13日(月)まで
- 意見提出件数：7件

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	個人	外部監査人の補助者については法律自体で決まっているのに、外部監査人そのものについては委任立法になっているというのはどういうことなのか。逆ならまだしも。	平成9年の地方自治法改正により外部監査制度を導入するにあたり、外部監査契約の手続き等の細かな事項は政令に委任されたため、契約締結時の告示事項についても政令で定められているものと考えられます。	無
2	匿名	日本は戸籍を第一に 個人の身分を証明しているはずだが、住所無しで、どうやって 人物の個人性（同姓同名などの排除）を証明するのか？	地方公共団体の長は、外部監査契約を締結する過程で、公認会計士や弁護士等の一定の資格を有するものであることを証する書面や履歴書等の書類を徴することとされており、これにより、地方公共団体は個人を特定する事項を把握することができます。 また、地方公共団体が外部監査契約を締結するには、契約を締結する前に監査委員の意見を聴取し、議会の議決を経る必要があること、地方公共団体の長は候補者の資格を証する書面を一定期間一般の閲覧に供しなければならないとされていることから、住所告示が廃止された場合も外部監査人の特定性や透明性は確保できると考えております。	無
3	個人	1. 住所告示廃止に代わる「実体性の担保」に関する文言の追加 外部監査人の住所告示を廃止すること自体は、プライバシー保護の観点から時代の潮流に合致しています。しかし、「どこの誰が監査しているのか」という透明性が完全に失われる懸念に対して、一言説明を補足することが可能です。 改善案: 概要の「2. 改正の概要」の項目に、「なお、外部監査人の実体性や信頼性を担保するため、住所に代わり、所属する事務所の所在地や所属団体(公認会計士協会、弁護士会など)の名称を登録・公表する措置を講じる」といった運用上の配慮を追記(またはガイドライン等で明記)します。 理由: 政令の条文そのものを大きく書き換えなくても、運用の工夫や概要への補足説明だけで、透明性の低下を懸念する層への説明責任を果たすことができます。	地方公共団体の長は、外部監査契約を締結する過程で、公認会計士や弁護士等の一定の資格を有するものであることを証する書面や履歴書等の書類を徴することとされており、これにより、地方公共団体は個人を特定する事項を把握することができます。 また、地方公共団体が外部監査契約を締結するには、契約を締結する前に監査委員の意見を聴取し、議会の議決を経る必要があること、地方公共団体の長は候補者の資格を証する書面を一定期間一般の閲覧に供しなければならないとされていることから、住所告示が廃止された場合も外部監査人の特定性や透明性は確保できると考えております。	無
4	匿名	監査人等の住所を告示しないことにより、国民が自治体等の活動をチェックする情報が削減されることを懸念します。名前だけではなく住所があることによりどのような所属かなどが判別しやすくなるものと考えます。また監査人等は一般に法人等を設立しており、また役員等と同等の公人であるため、いわゆる個人情報保護は当たらないと考えます。	地方公共団体の長は、外部監査契約を締結する過程で、公認会計士や弁護士等の一定の資格を有するものであることを証する書面や履歴書等の書類を徴することとされており、これにより、地方公共団体は個人を特定する事項を把握することができます。 また、地方公共団体が外部監査契約を締結するには、契約を締結する前に監査委員の意見を聴取し、議会の議決を経る必要があること、地方公共団体の長は候補者の資格を証する書面を一定期間一般の閲覧に供しなければならないとされていることから、住所告示が廃止された場合も外部監査人の特定性や透明性は確保できると考えております。	無

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
5	個人	住所を公表しない代わりに、専門資格や選任理由、職歴などをより充実して公表することで、透明性を確保することが望ましいと考える。一例として、地方自治体が外部監査人の経歴を公表することを義務付けるのはどうか？	地方公共団体の長は、外部監査契約を締結する過程で、公認会計士や弁護士等の一定の資格を有するものであることを証する書面や履歴書等の書類を徴することとされており、これにより、地方公共団体は個人を特定する事項を把握することができます。 また、地方公共団体が外部監査契約を締結するには、契約を締結する前に監査委員の意見を聴取し、議会の議決を経る必要があること、地方公共団体の長は候補者の資格を証する書面を一定期間一般の閲覧に供しなければならないとされていることから、住所告示が廃止された場合も外部監査人の特定性や透明性は確保できると考えております。	無
6	匿名	多様性の時代になり高度人材の日本人以外の方々になることも出てくると思うので国籍表示や都道府県までの表示は必要かと思います。	地方公共団体の長は、外部監査契約を締結する過程で、公認会計士や弁護士等の一定の資格を有するものであることを証する書面や履歴書等の書類を徴することとされており、これにより、地方公共団体は個人を特定する事項を把握することができます。 また、地方公共団体が外部監査契約を締結するには、契約を締結する前に監査委員の意見を聴取し、議会の議決を経る必要があること、地方公共団体の長は候補者の資格を証する書面を一定期間一般の閲覧に供しなければならないとされていることから、住所告示が廃止された場合も外部監査人の特定性や透明性は確保できると考えております。	無
7	個人	住所の公表を廃止すること自体には異論はありません。しかし、氏名のみの公表では、住民が監査人の資格や所属を容易に確認することができず、監査制度の透明性が低下するおそれがあります。特に、同姓同名の公認会計士や弁護士等が存在する場合には、住民が公的な登録情報等を検索しても対象者を正確に特定できず、誤認や混同が生じる可能性があります。 このため、住所に代えて、所属監査法人・法律事務所等の名称及び所在地、並びに公認会計士・弁護士等の登録番号など、公的登録情報と容易に照合できる事項を告示事項として追加すべきと考えます。これにより、個人情報を保護しつつ、住民が監査人の資格、所属及び経歴等を適切に確認できる環境を維持し、監査制度の透明性及び住民による監視機能を確保することが可能になると考えます	地方公共団体の長は、外部監査契約を締結する過程で、公認会計士や弁護士等の一定の資格を有するものであることを証する書面や履歴書等の書類を徴することとされており、これにより、地方公共団体は個人を特定する事項を把握することができます。 また、地方公共団体が外部監査契約を締結するには、契約を締結する前に監査委員の意見を聴取し、議会の議決を経る必要があること、地方公共団体の長は候補者の資格を証する書面を一定期間一般の閲覧に供しなければならないとされていることから、住所告示が廃止された場合も外部監査人の特定性や透明性は確保できると考えております。	無

注：その他、案と無関係と判断されるものが2件ありました。